

(2)

デニーツ政教に対する措置

REEL No. A-1218

0417

アジア歴史資料センター

五月四日 極利
議決を補佐會
ニ於テ協議の結果
ナリ (主として極利
を以テシ)

極利

「デーニツ」政權ニ對スル我方ノ差當リノ態度
ニ關スル措置一案 廿、五、四 政一

「デーニツ」政權ニ對スル我方ノ態度ハ同政權ノ對米英艦隊ノ意
意及其ノ對蘇態度等ヲ突止メタル上決定スルモノトシ右ニ至ル迄
我方ヨリ進ンテ肯定的乃至ハ支援的意志表示ヲ爲スコトヲ差控フ
ルハ勿論先方ヨリ支援乃至ハ承認ヲ要請シ來ルカ如キ場合ニ於テ
モ明答ヲ避ケ若シ先方ヨリ三國條約、協定等ヲ遵守スヘキ旨申出
テ來ル場合ハ之ヲ諒承シ置クニ止ムルモノトス
ニ在獨大使ハ右ノ前提ノ下ニ差當リ「バードガスタイン」ニ於ケ
ル獨逸官憲トノ間ニ平常通り接觸ヲ維持セシムルモノトス

外務省

秘

在東亞獨國

獨屈服ノ場合ニ於ケル獨立命者、
在東亞獨國官民及其ノ權益ノ取致

(一) 獨屈服ノ場合ニ於ケル清償要綱「二ノ第一
(四) 及以總目)

昭二〇、五、三 取四
陸海外内大東亞五省決定

第一亡命獨人

獨人ニシテ帝國勢力ニ亡命シ來ルモノアル時ハ人道的見地ヨリ
之ヲ收容スルモ蘇聯ヨリノ言應リテ避クル爲左ニ依リ措置ス

(1) 居住及行動等ニルシ蘇聯ヲ始メ中立國ニ目立タサル様ニス

(2) 政治的亡命者ニシテハ密ニ保護ヲ嚴守ス

(3) 獨人ニシテ蘇聯上空ヲ經由本邦ニ飛行シ右ソ蘇聯ニ見セラレ

テ蘇聯ヨリ我方ニ抗議シ來ル時ハ右獨人等ニ飛行機ヲ押留ス

(4) 本邦勢力圈内ニ於ケル亡命政權ノ組織ハ之ヲ認メス

第二 及軍

(1) 蘇聯ハ新國海軍ニ於テ之ヲ接収シ
右以兵ノ強國艦艇ノ護手ニ落ツルニ避クル爲能フ限リ保護ヲシ

テ敵軍ヲ接収セシム

獨國艦艇ノ捕獲ニ當リテハ捕獲艦ヲ導引シ特ニ保護ヲ嚴

重シク保護セシム

守スルモノトス

(2) 東亞ニ在ル獨逸隊ノ之ヲ解散ス
ニ於テ適宜之ヲ処置ス
對米英兩國ノ利益ヲ尊重スル者ハ帝國國權ノ特別保護トシテ收容
ノ權密在ニ對米英兩國ニ從事セシム

朝鮮在東亞獨逸官民及兵ノ權益

外交官

(1) 外交官トシテノ職務ノ執行ヲ停止ス但シ本邦及東亞地域内在

管領人ノ保護職務ヲ執行ヲ認ムルコトアルヘシ

暗號電報ノ發受ハ之ヲ停止シ平文電報ニ變シテハ假令ヲ行フ

(2) 日常生活ニ付テハ左ニ由ル
所要ニ依リ集團的居住ヲ勸告ス

(3) 居住ニ付テハ制限ヲ設ケサルモ本邦國籍者ノ居住セシム

(4) 日本本土ニ於ケル旅行ハ許可セシム且強迫人以外ノ外國人

トノ發給ヲ自備セシム

(5) 食糧・燃料・配給・短波無線電取許可・外出ノ自由等ハ

從來由トス

(3) 敵性行動ニ出ル虞アル者アル時ハ滿備責任者ノ職務ヲ撤去ス
別シテ取扱フコトトシ場合ニ依リテハ抑留ヲ考慮ス但シナルヘク
外交官トシテ此種ノ尊重ス

二 領事官

外交官ニ準ス

三 一般滿洲人

(1) 成ルヘク滿洲伊等ノ領事官乃至居留民等ノ下ニ於テ自治的

統制ヲ計ラシム

右統制ニ服スルモノニ對シテハ原則トシテ從來由ノ取扱ヲ與

ヘ寛大ニ措置スルコトトス

(4) 住所ニ付テハ特ニ制限ヲ設ケサルモ集團的ニ居住セシムル

コトアリ

(5) 日本本土ニ於テハ旅行ハ許可セシム且獨人以外ノ外國人ト
ノ發給ヲ自備セシム

- (イ) 食糧、燃料等ノ配給ハ概ネ從來通トス
- (ロ) 技師、教師、^{（イ）}社員、商人等ニ付テハ特ニ有害ナルモノニ非ル限リ從來通ノ職務執行ヲ認ム^{（ロ）}自ラ^{（ハ）}蘇聯ヲ始メ中立國側
- (ハ) ^{（ハ）}非中立國ノ人ニ付テハ禁止ス
- (ニ) 右統制ニ服セサルモノ又ハ敵性ノ冒動アルモノニ付テハ^{（ニ）}抑留ヲ考慮ス

四 獨國權益

- (1) 獨國官私有財産ハ原則トシテ敵産タルノ取扱フナスコトナク、獨國大使館、領事館、一般獨國人及法人ノ所有資金ノ凍結ヲ行ハサルモ重要權益ヲ對シテハ^{（イ）}毀損、名譽換^{（ロ）}逃避等ヲ防止スル爲所要ノ措置ヲ講ス
 - (2) 被抑留者ノ財産ニ付テハ敵産ニ準シ取扱フコトアルヘシ
- 備考、^{（イ）}獨國內ニ新政府成立セル場合ニハ右取極ノ態度及我方ノ之ニ對スル方針等ト照應シ右取扱ニ變更ヲ加フルコトアルヘシ

秘

Handwritten signature

「デーニッツ」政府消滅ニ關スル措置（案）
 「獨逸」ハ其ノ機能ヲ喪失シ獨逸ヲ代表スヘキ中央政府存在セサル
 モノト認メラルルニ付在大東亞獨逸官民及其ノ權益ニ關シ左ノ措置
 ラ執ルモノトス
 一 大東亞及領事館
 職務ノ執行ヲ停止ス但シ本邦及東亞地域内在留獨人ノ保護關係事
 務ノ執行ヲ認ムルコトアルヘシ
 一 右事務ノ範圍内ニ於テ平文官報電報ノ發受ヲ許可ス但シ檢閲ヲ行
 フ
 一 權益
 所要ニ應シ獨自有財産ノ管理ヲ行フコトアルヘシ

備考

- (1) 右以外取扱ニ付テハ「措置要綱」ノ通りトス
- (2) 本件措置ハ公表セサルモ記事指導ニ依リ適宜周知セシム
- (3) 「デー」政府消滅ノ時期カ問題トナル場合ニハ同政府カ事實
 上權力ヲ行使シ得サルニ至レルトキ即チ「デーニッツ」及
 政府ノ拘禁セラレタル五月二十二日ヲ以テ消滅セルモノト
 認ムル旨説明スルモノトス

「デーニッツ」政府消滅ニ關スル措置(案)ニ關スル
參考資料

「デーニッツ」政府ノ消滅ヲ推定セシムヘキ具体的事實ノ主ナルモノ
ニシテ今日迄判明セル處左ノ通

「アイゼンハウアー」ハ五月二十二日「ローエル、ルツクス」少

將以下四名ヨリ成ル管理委員團ヲ「フレンスブルグ」ノ獨逸防軍

司令部ニ派遣シ「デーニッツ」政權竝ニ獨逸防軍司令部ノ全員(

將校三百名、文官數名)ヲ拘禁セル旨二十三日發表セリ蘇聯モ別

個ニ管理委員團ヲ派遣シ緊密ニ協力スヘシトノ報道アリ

「フレンスブルグ」放送局ハ五月下旬以來「デーニッツ」政府ノ

名ニ依ル放送ヲ行ハス「スターマー」大使ト「デーニッツ」政府

トノ連絡モ五月中旬以來杜絶シ居レリ

ニ瑞典、瑞西、西班牙、「アレイ」、阿富汗等ノ中立國及泰國ハ何

レモ獨逸政府消滅セリトノ建前ヲ執リ獨逸公使館等官有財産ヲ接收管

理シ居レリ

米國政府ハ獨逸政府存在セストノ理由ニ依リ米國內ノ獨有財産ノ

引渡ヲ要求シ之ヲ引繼キタリ猶「ダブリン」ノ米國公使ハ「アイ

レ」政府ニ對シ聯合國ヲ代表シテ獨逸官民財産ノ引渡ヲ要求シ之ヲ

引繼キタリ

「アイゼンハウアー」ノ政治顧問「マーフォード」ハ五月十六日

ニ於テ歐洲遠征「聯合」軍總司令部ハ獨逸政府乃至ハ外務省ノ

存在ヲ認メス獨逸軍ノ武装解除及復員ヲ促進スル爲獨逸防軍司令部

ヲ利用シ得ルノミニテ右任務終了後同司令部ハ解体セラルヘシト

述ヘタリ

「チャーチル」ハ五月二十日議會ニ於テ質問ニ答ヘ獨逸ニ現在政府

カ存在スルヤ否ヤハ知ラサルモ何レニセヨ「政府」ト云フヨリハ

「アドミニストレーション」ト呼フ方適當ナルヘシト述ヘタリ

六 蘇聯ハ當初ヨリ「デーニッツ」政府ヲ戰爭犯罪人ノ一派トシテ政

權シ居レリ

條約ニ課
生

結論ニ付テハ同意見ナシ(1)及(2)ノ物

質ニ屬スルハ國有財産ニ非ズルニ決シ

ナルヲ以テ法律上ノ此ハ再考ヲ要スヘシ

「ドイツ」屈服シ「ナチス」政權消滅ニ於ケル(一)在本邦獨備保有
 物資ノ處分問題ニ付テハ

(1)日本側カ戰力物資トシテ獨備ニ引渡セル物資(例合ハ佛印「ゴ
 ム」ノ如キ獨備カ現地ニテ買付ケタルモノヲモ含ム)

(2)滿獨協定其他(戰前獨備カ第三國ニテ買付輸送ノ爲本邦ニ於テ保
 管シ居リタルモノヲモ含ム)ニ依リ獨カ保有シ居タル物資

(3)在本邦「ドイツ」商社カ其ノ財産トシテ保有シ居ル物資
 等ノ内(1)及(2)ニ該當スル物資ハ「ウォールター」ノ權限ニテ處分
 シ得ルモノナルヲ以テ同人ト話合ノ上日本側カ必要トスルモノハ戰
 時物資トシテ必要ナリトノ理由ニテ一應買戻ノ形式ニテ日本側ニ於
 テ引取ルコトトシ但シ代金ハ今決定シ難キヲ以テ將來清算スルコト
 ヲ條件トシアリ右ニテ逐次品目表モ提出セラレ日本側ニ於テ引取ル
 ヘキ範圍モ取調フル等準備進捗シテアリ

又(3)ニ該當スル物資モ日本側ニ於テ必要トスルモノハ日獨商社間ノ

外務省

(日本標準規格B5)

交渉ニ依リ代金支拂ノ上買取ルコトトシ「ドイツ」大使館及「ウオ
 ールター」ハ之カ買却方ニ付獨商社ニ對シ勸告スルコトトシアリ
 タリ、尤在上海物資等ニシテ支那側其他第三國ノ手ニ流ルルカ如キ
 危険アルモノニ付テハ關係當局ニ於テ不取敢右防止ノ措置ヲ執ルコ
 トトセリ他面前記(1)及(2)ノ物資中銅、鉛、桐油等ノ如キ既ニ獨屈服
 前ヨリ代金支拂ヒ買戻スコトニ日獨間ニ話合着キ商社間ニ具體的細
 目ニ關シ商談中ナリシモノハ從前ノ交渉ヲ繼續セシムルコトトシテ
 アリタリ

(二)資金ノ處分問題

協定協定及「ワイヒスバンク」第一勸定等ノ資金ハ原則トシテ勸カ
 シメス但シ日獨間ニ話合ノ上引出スコトハ之ヲ認ムルコトトシ又大
 使館領事館等ノ公金ノ引出ニ付テハ原則トシテ制限セサルモ大口資
 金ノ移動ニ付テハ當局ノ許可ヲ要スルコトトシ私金ニ付テモ右ト同
 様ノ取扱ヲナシタリ

外務省

(日本標準規格B5)

(三)然ルニ「ドイツ」政府消滅ニ關スル措置別紙ノ通り決定セラレ大使館領事館及「ヴォールター」ノ經濟使節團等ノ職務ノ執行ハ停止セラレタルカ石ハ日本側ヨリ見レハ其ノ基礎トナル中央ハ府存在セサルコトナリタルヲ以テ當然ノコトナルモ、此ノ物資ノ内從來「ドイツ」政府ノ所有又ハ管理權下ニアル前記(一)及(二)ノ物資ノ法律的性質ニ付問題生スル次第ナリ

此等物資ハ「ドイツ」國有財産又ハ「ドイツ」國ノ管理スヘキ財産ナルモ、國ヲ代表スヘキ政府消滅ノ狀態ニアリ但シ政府ノ存在セサルコトハ直ニ國自體カ消滅セル次第ニアラザルニ付從テ右物資ハ無主物ニアラザル譯ナリ他方大使館又ハ「ウォー」ノ如キハ中央政府消滅セルニ付日本側ヨリ見レハ最早其ノ管理財産ニ付何等權限ナシトノ見解立テ得ルヲ以テ日本側トシテハ別紙(二)ノ通り當官有財産ノ管理ヲ行フコトハ素ヨリ差支ナキモ實際問題トシテ考フレハ「ウォー」ノ如キハ中央政府ハ消滅セルモ國有財産ノ管理ハタル地位ハ依然存

(日本標準規格B5)

外務省

續スルモノトノ議論モ成立スル次第ナルノミナラス其ノ管理下ニアル物資ハ引續キ「ウォー」トノ交渉ニ依リ日本側ニテ買戻ス方式ニ依ルコト專口圓滑ニ進捗セシムル所以ニシテ又法律的ニ見ルニ露譯局長ト「ウォー」トノ間ニ前記ノ方法ニテ買戻スコトヲ決定セルハ「テ」政權消滅前ナルヲ以テ右話合ハ有效ナリ依テ有效ニ成立セル話合ノ原則ヲ適用シ行ク措置ナリトノ建前ニテ説明着クヘシト忠考セラルルニ付今後モ從來通ノ方針ヲ繼續スルコトト致シ度シ尙前記(三)商社ノ私有商品ニ付テハ「ドイツ」政權ノ消滅ニ拘ラス從來通り商社間ノ交渉ニ依ルコト法律上及實際上ヨリ差支ナカルヘシ

又資金ノ處分ニ付テハ別紙(一)ニ依リ大使館及領事館等モ在留獨逸人ノ保護關係事務ノ執行ハ引續キ認メラレ居ル處之カ爲ノ費用並館員使節團員等ハ公金勸定又ハ「ウォー」ノ勸定ヨリ拂出サシムルコトハ從來通り認メ差支ナク從而「ドイツ」政權消滅後ト雖此ノ點變更ナシ

(日本標準規格B5)

外務省

昭和二十〇 六九三七 略

本省 五月八日ニモ五費 政、弘
十日〇七〇〇着

東郷外務大臣

加瀬公使

瑞西情報第一八八號

「ドイツ」の聲明は關する件

八日「ドイツ」の聲明

八日「ドイツ」の聲明は「ドイツ」の獨國民を呼
掛ケタル聲明ヲ放送セルカ大要左ノ通り

余ノ使命ハ出來得ル限リ獨逸人ノ生命ヲ確保スルニ在リ
態ニ於テハ右使命ヲ達成スルニシテ一類ノ困難ナリ「ナチ」政
黨ハ既ニ存在セシメ、國民ノ一體ニシテ事實ニ又消滅シ、獨逸ノ國家的
基礎ハ崩壞セリ、本日午後十一時ヲ期シ、嚴密ノ行爲ヲ停止セラルルト共
ニ國內諸權力ハ總テ占領軍ニ移サレ、
國軍將兵ハ長キ苦闘ノ後今ヤ捕虜トナリ、其ノ妻子ノ爲及獨國民ノ將
來ノ爲最後ノ犠牲ヲ支拂ハシ、トシ居ルヲ吾人ハ其ノ義勇ニ對シ滿腔

秘密

電信寫

ノ感謝ヲ捧クルト共ニ戰沒將兵ノ冥福ヲ祈ラサルヲ得ル彼等ノ妻子
 ノ將來ニ就テ余ニ出來得ル限リノ手段ヲ講スルニ結果ヲ實行の
 援助ヲ爲シ得ルヤ否ヤハ以テ國內事情ヨリテ頗ル疑問ナリ余カ
 總統ノ地位ヲ引受ケタルニ一ニ祖國ノ將來ヲ祈念スルカ爲メテ余ハ
 獨逸ノ威信ヲ命ズルカ爲メ進退スル
 獨逸國民ノ前ニ横々ニ障礙ニ我戰沒將兵ノ示セテ勇氣ヲ規律シ
 以テ又全國民ノ團結ニ依テ始メテ乘越シ得ルニ云々ニ八日倫敦「ル
 ター」

了